

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(平成30年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

平成30年3月14日(水) 開会：午前 9時58分 閉会：午後 0時45分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 議案第36号 平成29年度筑西市一般会計補正予算(第8号)のうち所管の補正予算  
議案第41号 県西総合病院組合規約の変更について  
議案第45号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について(分割付託分)  
議案第52号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第53号 筑西市介護保険条例の一部改正について  
議案第54号 筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例等の一部改正  
について  
議案第55号 筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制  
定について  
議案第56号 筑西市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第57号 筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第60号 筑西市板谷波山記念館施設整備等事業基金条例の制定について  
議案第61号 筑西市立学校給食センター条例の一部改正について
- 

### 4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

---

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、3月9日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案1案、一部事務組合議案1案、条例議案9案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、保健福祉部、よろしく申し上げます。議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第36号については、複数の部にまたがるために、全ての部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、社会福祉課から説明をお願いいたします。

國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。ページ数を教えてください。

○社会福祉課長（國府田和伸君） よろしく申し上げます。議案第36号、社会福祉課所管分の補正予算についてご説明いたします。

初めに、9ページをお開き願います。第5表、地方債補正、1、追加でございます。最初の段、社会福祉施設維持事業として市債を活用することとなったため、1,750万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入予算補正2件です。18ページ、19ページをお開き願います。款11項1寄附金、目3民生費寄附金433万2,000円の増額補正をお願いするものです。これは、平成29年4月から平成30年1月までに11件の寄附金をいただきましたので、歳入予算に計上させていただきました。この寄附金は、財政課所管となりますが、福祉事業基金へ積み立てられることとなります。

次のページの20ページ、21ページをお開き願います。款22項1市債、目3民生債、説明欄、社会福祉施設維持事業債1,750万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、昨年9月の議会定例会補正予算で議決をいただきました筑西市総合福祉センター熱源更新工事につきまして、市債として社会福祉施設維持事業債を活用するため、1,750万円を計上するものでございます。

次に、歳出の補正1件です。22ページ、23ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、社会福祉施設維持事業の財源内訳について、1,750万円を一般財源から特定財源の地方債へ振りかえるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 一般財源から地方債に振りかえる、その理由は何でしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） お答えいたします。

市債とすることで一般財源から一時的な高額負担を抑えることができますので、こちらにつきましては、財政課所管からの申し出がありまして今回計上させていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 当初予算組むときに財政のほうから、これは地方債でいけるのではないかというような話はなかったのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 9月の議会のときにはそういう話がございませんでした。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） つけ足して言いますと、ほかの項目でも似たようなのがあって、一般財源を当初予算で組めば、当然ほかの予算が組めなくなるという関係にもなっているの、その辺はもうちょっと見通しを持ってできないものかなという感想ですけれども、企画部のほうに言いたいのですが。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、次に移りたいと思います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） どうもご苦労さま。

では次に、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、同じく議案第36号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金といたしまして1億1,857万8,000円、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金といたしまして5,928万9,000円、同じく項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金といたしまして601万円、いずれも子ども・子育て支援給付事業費の増に係る国及び県負担金及び県補助金について増額補正をお願いするものでございます。

では、24ページと25ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄の子ども・子育て支援給付事業に2億5,395万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは、保育士等の処遇改善事業が拡充されましたため、市が教育、保育施設にお支払いする児童1

人当たりの施設型給付費が増加することによるものです。これにより保育士の給与が平成24年度と比較いたしまして約10%、プラス最大4万円改善されることになります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。この2億5,300万円なのですが、この給付費の算定方法というのがちょっと私わからないので、教えていただきたいのと、あとはどんな形で給付されるのかということ。それをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

算定方法は、お子様の年齢ですとか、それから園の規模、それぞれによってお子様お一人当たり幾らというのがそれぞれ違います。それによりまして毎月施設のほうに支払われるものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） そうすると、支払われる施設というのは、これは普通の認定保育園、保育所、幼稚園もそうなのですが、そのほかに私立の保育園あるではないですか、認可保育園。ああいったものはどうなのですか。支払いの対象になるということですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） もちろん筑西市のお子様方が通っていらっしゃる施設ですので、筑西市内外に問わず、全てのお子様がお通いのところにお支払い申し上げております。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、終了いたします。

次に、植木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 植木です。よろしく願いします。座って説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○障がい福祉課長（植木克則君） それでは、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。中段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄の36、障害者等福祉サービス費等負担金3,327万4,000円、同じく説明欄の38、障害児施設措置費（給付費等）負担金2,818万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づきます事業費の増加分に対する国からの負担金でございます。国の負担の割合は2分の1となっております。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄26、障害者

等福祉サービス費等負担金1,663万7,000円、同じく説明欄32、障害児施設措置費（給付費等）負担金1,409万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては国庫負担金同様、障害者総合支援法に基づきます事業費の増加分に対します県からの負担金でございます。県の負担割合は4分の1となっております。国、県合わせまして4分の3の負担の割合となります。事業内容等につきましては、歳出の中でご説明いたします。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業1億2,179万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づくサービスの中で、生活介護、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用している方に対する経費でございます。利用人数の増加に伴うものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。同じく説明欄、療養介護医療費及び食費等給付事業113万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害者サービスの一つであります療養介護事業のうち、医療や食費に係る経費の一人一人の単価が当初見込みより増額となったことによるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 障害者とそれから障害児と、ふえているという話ですが、どのくらい見込んでどのくらいふえているのかというのを願ひします。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） お答えいたします。

生活介護、これはデイサービスです。お年寄りの方と同じようなことを考えていただければわかるのですが、利用者人数を当初は240人というふうな試算をしたのですが、255人、15人の増加ということになっております。就労継続支援というのがあるのですが、これが雇成型と被雇成型と2種類ございます。雇成型が18人から30人と12人の増加がありました。就労継続支援被雇成型、これが185人から190人ということで、5人の増加分を見込んでございます。児童発達支援、これが45人を最初試算したのですが、60人、15人の増加となっております。また、放課後等デイサービス、これが利用者70人から、これは大幅に100人と30人がふえてございます。これは、放課後などは事業者が年々ふえています。4月開設ではなくて、途中から開設する場合がありますので、当初4月の時点ではなかったのですが、7月とか8月とかに開所になって、その利用者がふえてきているということで、増加があるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） このうち障害者と障害児というふうに分けられますか。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 児童発達支援等放課後デイサービスは児童というような形で、あとは

生活介護と、就労継続のほうは大人の方というような形ですが、デイサービスはちょっと細かく分けては  
ございませんので、申しわけありません。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 発達障害と放課後の部分ですけれども、伸びが当初に比べて大きいですね。こ  
の背景というか状況はどういうことなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 先ほども言いましたように、事業所を開設するのが年々ふえておりま  
して、今までは事業所がないので、行けなかった方もいるものですから、遠くに行ったりしている。近く  
にできたので、そこも利用するというようなことでちょっとふえてございます。その辺が当初につかめ  
ばいいのですが、先ほど、何回も言いますけれども、途中で開所になった事務所がある場合には、そこへ  
行くものですから、6月からふえてきたとか8月からふえてきたとか、そういうような形で、ちょっとそ  
の辺が読めないところがありまして、今回増額に至ったわけでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後にもう1つお聞きします。

この受給できるかどうかという基準があると思うのです。軽症の場合は、もしかして除外されるとか  
いうこともあると思うのですが、そういった申し込み数だとか潜在的な人数だとか、そういうものはどうな  
のでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 介護保険と同じような障害区分がございまして。介護保険は要介護5  
まであります。うちのほうは6の区分に分けて、重い方から軽い方の割合でサービスの提供、審査会とい  
うのがありまして、一人一人そういう計画をつくりまして、それに伴って何時間できますよとかというよ  
うな形でやっています。そういうような形を進めてございますので、その辺で状況を確認、把握しながら  
試算もしているのですけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 該当はしないけれども、申し込みがあったとか、親のいろいろな事情があると思  
うのです。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 今言ったように、認定審査会でおのおのの審査がありますので、でき  
る方は、もうそこで判定をします。判定された方が大体申請をして、こういうサービスを受けたいと  
いうようなことで、事業所を父兄の方が契約して行っていると、そういうような形でご理解していただ  
ければと思います。

○委員（三浦 譲君） わかりました。また後で詳しくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 子育て支援だとか障害者支援で今回大きなお金が入っていますし、お金がふえる  
ことは、とても結構なことだと思うのですけれども、その障害者支援の中で就労支援というのは、どうい

う具体的な中身なのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） お答えします。

障害者就労継続支援事業というふうなことで、通常の事業者には雇用されることが困難な方、障害があるので一般の就労ができない方を雇って、最終的には社会復帰、一般企業に提供するような事業なのですが、軽作業、内職みたいなのを事業所でやって、それを手作業でやって、だんだん、だんだん覚えさせて、一般の企業でも今障害雇用がありますので、そういう形でやるのが、まずは仕事を習って覚えて、その人がある程度できるようになれば一般の企業でも、ハローワークともいろいろ連携しておりますので、ハローワークさんのほうでも障害者の雇用があれば、こういう事業所に登録してあつてつながる。雇用型と被雇用型というのはある程度、程度が軽ければ雇用型を結んでやるというような、事業所でそういう勉強というか社会復帰のための勉強をするような事業所というようなことをご理解していただければと思いますが、ちょっとまとまらないのですが、そんな感じなのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） それ対象になるのが何名ぐらいということ、年齢層はどれぐらいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） お答えします。

年齢層はちょっとあれなのですが、就労継続数は、さっきも言いましたように、雇用型が30人です。非雇用型が190人というような利用者が今のところあります。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 雇用型と非雇用型で収入が随分違うとは思いますが、大体平均幾らぐらいなものでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 植木課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） お答えします。

データがちょっと古いのですが、平成25年ぐらいのデータなのですが、雇用型のほうが賃金高いのがあれですから、6万8,000円ぐらいの平均がございます。

（「月」と呼ぶ者あり）

○障がい福祉課長（植木克則君） （続）月です。非雇用型、作業ができないということで金額が低いのですが、1万4,000円ぐらいの、そういう差がございます。そういうような形でやってございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、次に進みます。

ご苦労さまでした。

○障がい福祉課長（植木克則君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、宮田介護保険課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○介護保険課長（宮田勝人君） それでは、議案第36号のうち介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、18ページ、19ページをお開き願います。歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節4雑入（民生）、説明欄の45、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金返還金209万6,000円及びその下の46施設開設準備経費等支援事業費補助金返還金46万円のそれぞれの増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成28年度に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備のために整備事業者へ補助金を交付しております。このたび整備事業者におきまして、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定したことに伴いまして、補助金の返還による補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ご苦労さまでした。

○介護保険課長（宮田勝人君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、議案第41号「県西総合病院組合規約の変更について」を審査していただきたいと思っております。

それでは、保健予防課から説明をお願いします。

若林保健予防課長。

○保健予防課長（若林洋子君） 保健予防課、若林でございます。よろしくお願いたします。着座で説明させていただきます。議案第41号「県西総合病院組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、県西総合病院組合規約を変更することについて、関係市と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますが、県西総合病院組合の解散と、これに伴う財産処分については、地方自治法第288条から第290条までの規定により議会の議決手続を行うこととされております。

しかし、事務の承継につきましては、地方自治法には議会の議決が義務づけられておりませんが、移行文書の取り扱いや未収・未払金処理など重要な事項がありますことから、地方自治法施行令第218条の2、規約で特別の定めをすることができるの規定に基づき、組合規約に第17条として、組合の解散に伴う事務の承継については、各市の議会の議決を経てする協議によりこれを定める規定を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより議案第41号の採決をいたします。

議案第41号「県西総合病院組合規約の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第45号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、分割付託分のうち保健福祉部所管分について審査を願います。

なお、議案第45号についても複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後に採決といたします。

それでは、地域包括支援センターから説明をお願いいたします。

岡本地域包括支援センター長、お願いします。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 地域包括支援センター、岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明を願います。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それでは、議案第45号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

別表第2、第4項でございます。この条例改正は、認知症初期集中支援チームによる早期診断、早期対応のための認知症サポート医及び認知症に携わる医療、福祉等の関係者から構成される認知症総合支援検討委員会委員の報酬を追加するものでございます。認知症初期集中支援チームは、サポート医及び地域包括支援センターの専門職2名で構成され、早期に医療や介護サービスの利用の支援や生活への助言などを行います。また、認知症総合支援検討委員会では、支援チームの活動状況やその評価及び認知症の方やその家族の対する支援等を検討する場としての委員会でございます。それらの報酬を規定するために、別表第2第4項中「生活支援コーディネーター」の下に「認知症サポート医日額4,800円」を、「認知症総合支援検討委員会委員長日額5,500円、委員4,800円」を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 質問させていただきます。

認知症サポート医についてであります。この認知症サポート医というのは、どんなお医者さんがなられるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症サポート医というのは、基本的には認知症を扱うものは、精神科が基本ではございますが、やはりそれらの経験を有する医師が、国が定めています認知症サポート医養成研修会というのがございます。そちらの研修を修了した者が認知症サポート医として認められます。平成29年度本市の開業医の先生でも3名がその研修をお受けになられて取得してございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。そこで、これ認知症サポート医の日額4,800円というこの金額です。これは、随分安いなというふうな印象です。この根拠は、こういった根拠でこの金額が挙げられてい

るのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 認知症サポート医は、地域包括支援センターの職員と協働して、認知症の相談があった場合に、そちらの相談支援、それから場合によっては訪問支援、あとはチーム員会議というものを開催することになっておりますので、そちらの場合の報酬として考えてございます。ただ、直接行つての医療行為というようなものは、想定してございませんので、認知症総合支援委員会の委員も、このサポート医の先生方は兼ねることになっておりますので、その委員と同額の4,800円ということにさせていただきました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） しつこくて悪いのですが、安いというのが印象です。と同時に、この認知症サポート医は、基本的にはこの地域の認知症を扱う施設なんかいろいろありますね。そういった施設を総合的にコーディネートするというか、結びつけるような役割があると思うのです。そういった重責といいましょうか、役割が重い、そういう職責を持った医師であるわけです。しかも、国が指定する研修を受けなくてはならないということで、医師会なんかとの調整もこれあったのですか。この金額を決めるに当たっては。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） お答えいたします。

まず、そのサポート医を修得するための研修会、そちらのほうの費用等に関しましては、茨城県が県の医師会に補助を出しまして、県医師会のほうから補助を出していただきました。それから、私どものほうで想定しているものとしては、今回の報酬は、認知症初期集中支援チームのチーム会議、要するに相談された方のこれの対応について考えるような会議、そちらに医師が参加してくださったとき、それから包括のほかのチーム員に対してご指導やご助言をいただいたとき、それから必要に応じて対象者のお宅に訪問して相談を受けていただいたとき、それらのそういう相談業務を主として考えております。そのため、日額4,800円というお値段にさせていただきました。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 最後になります。これは、サポート医は、義務づけられたわけですよ、どこの自治体も。ほかの自治体はどうかのですか。報酬額です。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） この事業は、平成27年から始まった各自治体での地域支援事業の中の認知症総合支援事業の一つでございます。そこで、各自治体のほうの情報を調べましたが、やはり大変ばらつきがございます。また、稼働についても、まだなかなか一本化して統一できないような状況にありまして、一番私どもで調べた中では、日立市も6,000円と。これは、チーム員会議を月1回やったときというような条件があったりとか、高いところでは土浦市、こちらはやはりチーム員会議1回やって1万5,000円。訪問時とかの特出しはありませんというような情報を得ております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） サポート医にかかろうと思うときは、開業医のところへ行くのか、それとも月日を決めて相談の日が設定されるのか、どうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） ただいまのご質問にお答えいたします。

サポート医に、こちら対象の方が相談をされて受診する場合は、普通に開業医の先生ですので、そのまま受診していただいても問題はございません。また、なかなか対象の方がご病気の理解、家族の方もほとんど困り果てている、そういうような状況の場合には、チームで訪問をするということも可能でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） チームで訪問するというのは、職員の人とかケアマネジャーとかとは、そこのおうちへ伺うということですか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それは、今委員さんがおっしゃったように、チーム員というのが地域包括支援センターの職員2名です。1名が介護職です。ケアマネとかですが、もう1名は医療職、保健師とか看護師です。この2人とサポート医と3名で訪問するときもありますということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） お医者さんに行っても来てもらって相談してもらった場合、どちらもお医者さんにかかるときの同じような費用というか、診断してもらった費用とかかかる費用とか、そういうのはまた別枠でくっつくわけですか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 受診された場合には、そのときの費用がかかります。ただ、相談ということでサポート医が訪問した場合、そこで何らかの医療行為がされれば医療保険の対象になるかとは思いますが、ただ訪問してご本人の様子をお伺いして、さあではこれからみんなでどうやってこの方を支援していこうと相談する場合は、今のところ費用がかかるという想定はしてございません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 時間もたっていますので、この議案は、費用弁償とかそういった議案でございますので、制度的なことは後でお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。次に、議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」審査願います。

それでは、医療保険課、赤城医療保険課長、よろしく申し上げます。

○医療保険課長（赤城俊子君） 医療保険課の赤城でございます。よろしく申し上げます。着座にて

失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○医療保険課長（赤城俊子君） 議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、国民健康保険法の改正に伴い、本年4月から国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県となり、市町村から都道府県に事業費納付金を納める制度となること、及び同法施行令の一部改正により、課税限度額の引き上げと軽減判定所得算定基準が変更になること並びに平成30年度からの国民健康保険税の税率を改正するため、市条例の一部を改正するものでございます。

まず、第2条第1項につきましては、国民健康保険制度改正により、茨城県に国民健康保険事業費納付金を納めることに対応するため課税額の定義を変更するものでございます。これは、基礎課税額については、医療分に係る納付金に、後期高齢者支援金等課税については、後期高齢者支援金等の納付金に、介護納付金課税額については、介護納付金にそれぞれ充てるものとするを定義したものでございます。

次に、2ページをお開きください。2段目、第2条第2項につきましては、基礎課税額に係る課税限度額について、「54万円」を「58万円」に改めるものです。

次に、下段、第23条につきましては、低所得世帯に係る軽減判定所得算定基準の変更に係るものの改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を同条第2号中の「27万円」を「27万5,000円」に改め、同様に2割軽減の対象となる世帯については、同条第3号中の「49万円」から「50万円」に改め、それぞれ国民健康保険税の軽減措置の対象世帯の軽減判定所得基準となる基礎控除額を引き上げるものでございます。

次に、別表第1が国民健康保険税率の改正に係るものでございます。国民健康保険の被保険者の税率を被保険者1人について「2万1,000円」を「2万2,000円」に、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率を、所得割「1.9%」を「2.1%」に、被保険者均等割を1人について「6,000円」を「7,000円」に、介護納付金課税被保険者の税率を、所得割「1.5%」を「1.7%」に、被保険者1人について「1万1,500円」を「1万2,500円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、本年平成30年4月1日から施行し、この改正による規定は、平成30年度分以後の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 国保運営協議会の資料をいただいて、どうもありがとうございます。この中で、2ページ目のところに第2回の運営協議会で委員の方からの質問で、収納率はどのくらいかという話が出ているわけです。県のほうでは収納率は91%を目標として計算をすると。事務局がそれについて答えるには、現実には89%の収納率となっておりますということで、この辺で大分請求される納付金と、実際に筑西市で集められる国保税の間に差ができてしまうわけです。その辺はどのように考えたのかというのは、これには載っていないので、その辺の説明をまずお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

今回の見直しに当たりましては、1人当たり9万5,200円の課税額を2,900円引き上げまして、9万8,100円の見直しとさせていただくものでございます。これは、未納を前提とした見直しではございません。ただしかながら、収納実績が89%でございますので、予算上はこの収納率を考慮しているところでございます。収納予定額を仮に100%とした場合と今回の89%を比較しますと、約3億1,000万円ほど少なくなっております。これは、法定外の負担で賄うということと考えてございます。

また、未納の方につきましては、短期被保険者証などで対応して納税をお願いしているものでございまして、現年度に未納のものも翌年度以降に納めていただくというところで、ご理解をいただくというところで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 済みません、補足説明をさせていただきます。

今回の納付金の算定に関しましては、収納率のところは算定基礎に入っておりません、あくまでも平成28年度の医療費実績をベースに、伸び率を掛けて必要な茨城県全体の必要なお金を算定しまして、そこから各自自治体ごとの所得水準、医療費水準をベースに配分したものでございます。

なお、91%というのは、茨城県国民健康保険運営方針の中で、自治体ごとの被保険者数に応じて何%の収納目標にしましょうということを方針として決められているものでございます。それが筑西市の場合は、91%を目標に収納を頑張っていきましょうというものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。実際には、国保税を上げれば収納率は下がるというのが普通の考え方なわけです。その分全部一般財源で埋めるという考え方にならざるを得ないと思うのですが、これがさっき部長が収納率、県のほうで91%は目標だというふうに言っていますけれども、実際にはその目標に合わせて、今後の後年度の計算もされてくるのだろうというふうに思いますけれども、そもそも制度自体が介護保険と同じように、どんどん保険料が上がる仕組みになっているので、どこで上げるかというのは、いろいろな項目がある中の一つに収納率もあって、では今度徴収をせざるを得ないということになってくるわけです。その辺の徴収のほうを見てみると、結局県の市町村の中で短期保険証の発行が筑西市は非常に多いほうなのです。これはご存じでしょうか。この辺が私は、実際に病気になった、医者にかかりたい、だけれども短期保険証でいろいろ手続というのが必要なわけで、その辺が病院にかかる際の一つの障害になっているのではないかと思います。どうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

筑西市の短期保険証の発行実績といたしましては、平成28年度は2,507世帯、加入世帯数の割合に見ますと14.2%の世帯が短期被保険者証の交付世帯となっております。こちらの世帯の方につきましては、保

険証の交付期間がございまして、大体の世帯の方が3カ月間の短期の保険者証のほうを発行しております。この方につきましては、納税相談に来庁していただきまして、納付の約束をした方、そして分納をきちんとしていただいている方につきましては、3カ月の短期被保険者証を発行させていただきますまして、また次回のときにお越しただいてご相談をさせていただきます、その方の負担能力に応じたことをご協力をいただいでご理解いただくということで対応させていただきますしております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 納税相談に行って早く短期保険証をもらえば病院にはかかれるわけなのですが、なかなかそれが実際は足踏みしてしまうというのが多いわけですね。よくよく困ってからどうしたらいいか。それは、どうしたらいいかより、まず納税相談行かなくてはだめだよなんて、我々も言わなくてはいけないわけですが、その納税相談をする場合に、どこに行って相談しているか。収税課に行って相談せざるを得ないわけですね。向こうで切符出してもらえない。そうすると、なかなか生活実態のほうの把握と、その辺がなかなかうまくいけない、よくよく誰かが詳しく説明しないとわからないということがあって、なかなかその辺難しいところがあるのですよね。その辺は、やっぱり国保の運営協議会のほうでは、どのくらいの時間でこれ答え出したのかわかりませんが、もうちょっとその辺の生活実態まで踏み込んでやらないとならなかったのではないかなというふうに思うのです。今お聞きしたいのは、相談のほうは結構来ていますか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

相談につきましては、やはり委員さんおっしゃるように、なかなかお越しになるのが、ちょっと行きづらいという話も確かに伺いますけれども、やはりお電話とかいただいで、病院にかかりたいからということでご連絡をいただきますと、お手数でもお越しくささいということで、その方の生活状況ですとか支払い負担能力などもよく伺いして、わかりやすい説明と親切な適切な判断をさせていただきますながら、分割ということで対応させていただきますというのが現状でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 相談のときにはよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） この議案は、質疑もいっぱい出ているし、いろいろもう受け答えもある程度されていると思うのですが、今回いただいたこの追加の資料の中の最後の部分です。今後も定期的に見直しを検討する必要があるということですが、今後の展望として、例えば10年間据え置きにしてきたので、今後10年は据え置きにするとか、あとは例えばこの辺の数字がこうなってきたときは、もう1回考えなくてはならないというのがあったら聞かせていただけますか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

今までは、原則的には慣例的に3年間の中で3年ごとに見直しの検討をさせていただきます、10年間は据え置きということになっておりましたが、来年平成30年度からは、財政の運営責任主体が茨城

県にかわることから、基本的には3年ごとの見直しが適切ではないかと思えますけれども、初めての法律が変わってからの平成30年は、決算を迎えるわけですので、それによっては、場合によってはもう少し早く、見直しの検討はしなければならないのではないかというふうには考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） あとは、例えばこういう数値がこういうふうになってきたときは、もう変えなくては、さらに上げなくてはならないとか、何かそういう数値の目標というか、何か目安みたいなものはあるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） 万が一納めるための納付金で必要の保険税額が納められなくなった場合には、茨城県で設定しております財政安定化基金のほうから借り入れて、翌々年度から3年間をかけて償還するという方法もございますが、余り適切ではございませんので、その前によく見て、税率の見直しの検討をしなければならないかと思えます。ただ、一概に見直しを上げるばかりではなく、法定外の負担というところもやはり考えていかなければいけないとは思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） この制度は、県一括という形だけれども、それに参加しないで独自で筑西市で今までどおりやるというのは、可能か不可能かということと、県のほうに入った場合と市独自でやった場合、おおよそなのですけれども、3年か5年先、どちらが保険料が高くなるかどうかという見込みはありますか。

○委員長（大嶋 茂君） これは部長のほうがいいな。中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） まず、この制度は、法律に基づいて全市町村と県がこれから運営していくということでございますので、筑西市だけ独自ということではできません。

あと、医療費の比較ですけれども、うちの筑西市の場合は、医療費水準がとても高い。あと、所得水準も高いということで、納付金も高くなっている現状がございます。ですから、単独でやっても医療費水準に基づいて保険料、保険税も算定されますので、ある程度高い水準にならざるを得ないところでございまして、これから将来的には茨城県全体で保険料も統一する方向で行くことになっていきますので、そういうときに、その所得水準と医療費水準をどういうふうに見るかによって変わってくるのかなと思えます。ただ、医療費水準が高くて単独でやっているよりは、財政基盤も大きくなると安定しますので、そういうことでこの制度が設けられたところでございます。

もう1度言いますと、今は結構水準高いけれども、全体でやると、どういうやり方でやるかによって納付金も変わってくるので、何とも今の段階では言えないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 市単独だと今までどおりやっぱり政治的な配慮で値上げ長年してこなつたという経緯があると思うのですけれども、県だとそういうわけにはいかなくて、向こうから金額決められてくるのですが、その場合に市独自の負担、その中の一部、市が負担というのは可能なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えいたします。

県から示されました納付金に対して筑西市から、被保険者の方々からお預かりする必要保険料、保険税額を算定するわけですけれども、もし税率が不足、税率で集まらない場合には、法定外からの負担を現在もしております。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

○委員（藤川寧子君） それはそれでいいです。

○委員長（大嶋 茂君） ほかになければ。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 何点かまとめてお伺いしたいのですが、議案質疑でもちょっと私の認識が間違っていたみたいで、かみ合わなかったのですが、ちょっと簡単に聞きたいのですが、今回のさっき収税納付率が出てまいりました。これ例えば100%だった場合は、今回の2,900円というのは、必要になるのかならないのかということがまず1点と、それとこれ10年据え置きということで、恐らく今後、今の問題というよりは、今後の問題を含めてちょっとお伺いしたいのですが、退職者が、団塊と言われる世代の方が物すごく退職者がふえてくると思うのですが、当然これ75歳までの後期高齢者の保険までは国保になると思うのですが、その人口推移です。どのぐらいの、ここ3年先、5年先の数字で結構ですが、どのぐらい国保に加入者がふえていくのか。どのぐらいの額に我が市に及ぼす負担といたしますか、仮にこの2,900円を値上げしなかったときに、どのぐらいの負担が我が市に及ぼすのか、その点。

それと、さっき低所得者の対応ということでありましたが、どちらかということ若者が多いかと思うのですが、未納というよりも未申告です。未申告者、制度がわからないのか何なのかはいずれにしても。未申告者への数といいますか、数またその未申告者の中には、恐らく制度がわからず減免が受けられるにもかかわらず通知が来てしまっている人間もいるのではないかと思うのです。そういったことを把握しているのかどうか。例えばの話、去年度ですか、結構ありましたね、取手市とかいろいろな行政でありましたが、課税超過というのですか、ああいうの。課税ミスも含めて我が市にはそういった例はないのか、発表されていないからないと理解しておりますが、本当はないのかどうか、その辺ちょっとまとめてお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） これは赤城課長でいいかな。今答えられますか、これ。ちょっと統計上の問題なのですが。

○医療保険課長（赤城俊子君） お答えさせていただきます。

まず、加入者の件でございますけれども、これは毎年75歳の後期医療に移る方のほうが多いので、毎年1,000人程度、6割から7割は後期のほうに移っておりますので……

（「これからということですか」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（赤城俊子君） （続）現在でも、1,000人程度は毎年減をしている状況でございます。

（「少なくなっている」と呼ぶ者あり）

○医療保険課長（赤城俊子君） （続）はい。国保の加入者につきましては、減少している状況でございます。

ます。

(「これからはどうでしょう」と呼ぶ者あり)

○医療保険課長(赤城俊子君) (続) これからも同じようなことが数年続くのではないかというふうに考えております。

○委員長(大嶋 茂君) 中澤部長。

○保健福祉部長(中澤忠義君) 済みません、何点か、もし答弁漏れあったら申しわけございません。

まず、100%の収納があったらどうだということでございますが、その場合には2,900円の引き上げは必要ございません。あくまでも、本会議でも申し上げましたが、予算を計上するのに89%の収納をするに当たって2,900円の値上げをお願いしたところでございます。

あと、これまでも筑西市でも間違いはあるのかというご質問でございますが、多分何件か、扶養のとり方等でございました。扶養をとるのに私どものほうのとり方の間違いで、還付した事例とか追加でお願いした事例がございます。その場合には訪問いたしまして、お願いしておわびを申し上げていることがございました。

○委員長(大嶋 茂君) 赤城課長。

○医療保険課長(赤城俊子君) 未申告者についてご答弁申し上げます。

未申告者につきましては、平成27年度につきましては、107件の方に勧奨通知を差し上げまして、そのうち48件の世帯の方から申請をいただいております。平成28年度につきましては、59件申告のほうの勧奨をさせていただきまして、22件申請をさせていただいております。申告していただいております。平成29年度につきましては、現在までですけれども、1月末までの現在で47件の勧奨通知を差し上げまして、12件の申告をさせていただいております。いずれの年度につきましても、申告をいただいた世帯の方は、軽減対象世帯ということで、保険税のほうは軽減ということになってございます。

以上でございます。

○委員長(大嶋 茂君) 田中委員。

○委員(田中隆徳君) 申しわけありません。やはり何かさっきの人口推移、私の認識がやっぱり間違っていたみたいで、私は団塊の世代の方の人口構造がこういうピラミッドになって、逆三角形というのですか、そういうふうになっていますので、あくまでもそれをお役所の方というより再任は3年ということで、それは全く別で、一般の会社を普通定年になって、それで再就職しなければ、その後期高齢者までの間は国保なんだという私認識だったものですから、どんどん退職者が人口構造からいってふえていくのではないのかなという認識だったのです。減っていくということでしたので、今まではいずれにしても、今後ふえていくのではないのかなと思ったのですが、つまりふえていくことによって、また保険料はどんどん上がっていくのかなという認識でいたのですが、逆にそれは人数が減っていくのであれば、減っていくというよりは、そうするとあくまでも医療費の増額といたしますか、その分の値上げが今後ある可能性はあっても、その人口というのはそういう、もう1度ちょっと確認みたくなってしまうんですが、今後の加入者は少なくなっていくという形なのでしょうか。

それと、先ほど部長のほうからご説明ありましたが、100%であれば2,900円ですか、値上げは要らない

ということでございましたので、考え方によっては、その11%の未納者の分を、単純に言ってしまうと、未納が前提ではないとはいっても、結果的には、法定外負担はいずれにいたしましても、まじめに納付されている方がやっぱり二重負担になっていくのかなという認識なのですが、そこの認識の確認をお願いしたいのと、それと未申告者107件と言っていますが、随分少ないなと思ったのですが、あくまでも議案質疑にも言いましたが、減免措置です。これをもうちょっと、上げるのをきっかけにということではないのですが、もう少し、今までとシステムが違って、こういうふうにとりような考え方、方法も含めて、そういうのがあればちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、加入者ですけれども、赤城のほうからありましたように、毎年1,000人ぐらいずつ減っている分、後期高齢者のほうがどんどん、どんどんふえていく。これからもそうなるのかなと想定してございます。そうすると、医療費については、この後期高齢のほうの納付金がだんだん上がってくるのかなと考えています。

また、医療費総額については、1人当たりの医療費がここのところ延びているところです。総額としては、1,000人程度減ってきていますので、1人当たり医療費が延びてきているところです。そして、法定外の考え方で、本会議の中でも申し上げましたが、どうしても法定外をするということは、社会保険等に入っている方については、もう既に社会保険の負担金を払っているところでございますので、その28%の方が国民健康保険入っていますので、その方々が本来50%は、医療費かかった分の50%を公費でもって、50%は入っている方々もつという受益者負担が原則になりますので、ただただいろいろな最後のセーフティーネットであったり、所得の低い方々が結果的に入っていることで、そういうことから市としても法定外を毎年4億8,000万円入れているところでございます。今後後期高齢のほうに医療費が移ってきますと、そちらの負担もふえてきますので、その4億8,000万円これからずっと医療費総額が減ってきて入れていくのがいいのかなというのは、やはり法定外の負担のあり方は、一定の配慮をしていかなければならないのかなと考えているところでございます。

済みません、もう1度。

○医療保険課長（赤城俊子君） 何かと済みません。ご質問の中で……

（「減免措置のこれからの……」と呼ぶ者あり）

○保健福祉部長（中澤忠義君） 減免については、これも減免については、災害が起きたときとか一定のルールが決まっています。これは非常に我々も辛いのですけれども、税の公平性の観点から賦課していただいて、前年度所得に賦課することと、また市民税と違わせて所得がなくてもゼロにはならないルールになっていますので、それは賦課をさせていただいて、納税相談等でいろいろ状況をお聞きしながら対応せざるを得ないところがございます。ただ、そういうものも踏まえまして、広報については、しっかりと納税相談の広報とか、こういうときはこういうふうに分割があるよというのは、十分周知していく必要があるのかなと思います。先ほど税務との連携もありましたので、税務部の職員と国民健康保険を担当しています医療保険課の職員と連携をとりまして、どこに行っても生活状況等を十分お聞きして対応をしつ

かりとするというをやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） わかりました。国保加入者が減っていくのだけれども、後期高齢者がふえていくと。そういったことであれば、総体的に後期高齢者まで入れてしまった話になりますが、これ後期高齢者支援金との課税総額になっていますね、割合の。そういったそこまでくくりを大きくしたときの考え方でいくと、保険料というのは、今後の推移としては上がっていくという、人数は結構です。細かい話はきょう結構ですが、上がっていくという方針というか考え方でよろしいのでしょうか、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） 県から示された納付金に対してのこちら市からの納付額なのですけれども、あくまでも県全体で見えてまいります。筑西市の医療費の伸びですとか所得水準も加味しての各市町村への納付金が示されておりますので、ただ給付費は、先ほど部長も申し上げましたように、人数は減っておりますが、1人当たりの給付費というのは、年々増加している傾向ですので、保険税は上げざるを得ない部分は大きいのかなというふうには思われます。もちろん医療費のほうも伸びてまいりますので、それに連動してということになってくるかと思えます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたしたいと思います。

議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） ただいまの採決の結果、賛成、反対が同数であります。

よって、委員長により採決いたします。よって、本案は可決と決定いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休 憩 午前11時15分

---

再 開 午前11時25分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

部長のほうからちょっと発言を求められておりますので、部長、どうぞ。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ただいまの田中副委員長のほうから質問がありました、2,900円を全部100%集まれば保険税はどうなるのかというご質問の中で、その分下がりますという私先ほど答弁したのですけれども、そのちょっと補足説明ということで、法定外負担金を今4億7,300万円程度当初予算で入れる予定でございまして、これを前提としまして4億7,300万円入れたときに、2,900円の満額集まれば確かに下がるのですけれども、ただ法定外をどう考えるかというのが1つ問題がございまして、受益者負担の問題で。ただ、そして満額集まったとしても、実は納付金の中から1億6,000万円程度足りない計算です。4億7,000万円集めまして、4億7,300万円が法定負担でございまして、そのうち1億6,000万円について

は、満額集まっても負担しなければならない額になります。

○委員長（大嶋 茂君） どうぞ

○委員（田中隆徳君） 今までの市でやってきたよりも県で来ている部分が上がっているということなのですか。県から来ている要求される納付金が、その分上がっているという認識なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 納付金は、これまでの法定外を負担しただけでは足りないので、今回お願いをするところでございます。

○委員（田中隆徳君） 部長はそうですけれども、県から来ているのがその分、では上がっているということなのですね、その納付金が。そういう認識でいいのですね。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） そうです。済みません、何を説明したかったかといいますと、受益者負担の原則の中で法定外部分をずっと4億8,000万円、過去5年間負担してきました。それを2,900円満額集まるとすれば、逆に受益者負担の分をほかの市の政策に回すことも可能かなと。法定外負担をどういうふうにかえるかなということを私のほうでも配慮しなければいけないということなので、先ほどとっさに2,900円、100%上がって、それはそっくり下がるのですよという言い方を私してしまったので、そこでやはり政策的な判断がまたそこに出てくることを少しお話が足らなかったのかなと思って発言をさせていただいたところです。

以上でございます。

○委員（真次洋行君） 結論的に言うと、今言ったのは答弁撤回しているわけですがけれども、要するに満額回収したとしても、この2,900円は、要するに上げなくても済むという話ではないということではないでしょうか。最終的にはそういうことなのでしょう。だから釈明しているのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 4億8,000万円の法定外負担をしているので、それがそこに配慮をしながら税率は決めているところなんですということで、先ほど言ったことで2,900円全部上がって、法定外を全部今までと同じく出せば、確かに下がります。それは先ほど言ったことで間違いありません。補足説明ということで説明をさせていただいているところです。2,900円100%集まれば、法定外も全部これまで予定どおり4億4,300万円を入れれば、保険料は2,900円ではなくて、例えば2,000円ぐらいの値上げで済むことになります。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 回収率が89.何%ですから、それを100%にした場合はいいのですねという質問の発想なのです。このときは2,900円は上げなくて済むのですねという発想になるのです。だから、今言っている100%、今までも全部回収した場合はいいのでしょうか。法定は別として上げなくても。そういう意味ではないの、さっき言ったの。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 2,900円は上げなくて済むけれども、その分2,900円の11%上がって、そ

の収納率に応じて、例えば2,900円上げるところを2,000円で済むということにはなると思います。2,900円で満額100%収納率になると、そこで89%で予算は組んでいますので、11%分下がるということです。2,900円の11%分。大体300円から400円ぐらい少なくて済むということになると思います。1人当たりになりますと。

○委員長（大嶋 茂君） もう時間もあれですので、その細かい点は、後であれしてください。もう採決とりましたので。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申しわけございません。

○委員長（大嶋 茂君） 次に移ります。議案第53号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査願います。

介護保険課から説明をお願いします。

宮田介護保険課長、よろしくをお願いします。

○介護保険課長（宮田勝人君） よろしくお願いいたします。それでは、議案第53号「筑西市介護保険条例の一部改正」につきましてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法の規定によりまして、市町村は3年を1期としまして介護保険事業計画の策定並びに介護保険料の見直しを行うとされてございます。今回、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の期間における介護保険料を設定するものでございます。

それではまず、1ページでございます。1ページ9行目、第5条第1項につきましては、介護保険料の年額基準額に基づき、第1段階から第10段階までの所得水準に応じた保険料をそれぞれ改めるものでございます。

なお、保険料の年額基準額は第5号となります。年額6万3,000円を6万4,800円に改めてございます。

次に、2ページをお開き願います。上から2行目、第5条第2項につきましては、介護保険料第1段階への公費負担による保険料軽減を第7期計画におきましても、平成30年度から平成32年度も継続するものでございます。軽減後の保険料を2万8,400円から2万9,200円に改めるものでございます。

次に、3ページでございます。第7条第3項中からの改正につきましては、保険料を9段階から10段階へ改めるものでございます。

次に、5行目、第18条及び第20条中につきましては、介護保険法に規定します市町村の質問検査権の対象者につきまして、65歳以上の第1号被保険者から被保険者全員に改めるものでございます。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行し、この改正による規定は、平成30年度分以降の保険料について適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 介護保険は、3年ごとの見直しをやるわけですね。計画と3年間でどういう評価をしているのかというのをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険につきましては、事業計画につきましては、3年を1期としまして計画を策定してございます。今後、現在第7期の計画、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画でございます。これにつきましては、現在これまでの給付の実績、過去6期の実績などを踏まえまして、またさらに今般介護報酬の改定、今回プラス改定がございました。そういったものを踏まえまして、次の3年間の介護の必要な量というものを見込みまして計算のほうを立ててございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、第6期の分はどのような進捗だったのか。計画どおりだったのかこの部分がでこぼこあったとか、そういう評価のことです。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 第6期の給付というものにつきまして検証のほうはしてございます。そうしますと、計画に合わせましてどのくらいの給付が出るかというものを検証した結果、大体90%程度の給付となっております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もうちょっといろいろな給付があると思うので、その辺どういう特徴があるのか。あと、現在90%まで給付しているという意味なのでしょうよね。あと基金、残りは基金に行くわけですが、その辺の基金の状況はどうなるのか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 先ほどの90%というものにつきましては、6期の計画中、6期の平成27年度から平成29年までの給付費を計画した、給付費に対してどれだけの実際の実績としてはいったかということでございます。各種介護保険サービスでございます。訪問介護から施設入所まで、さまざまさせていただきますが、総体的に計画した数字に対して90%程度の給付になったということでございます。

基金でございますが、基金につきましては、この3年間で約7億4,000万円ほど基金として積み立てられてきました。今回、7期の計画策定に保険料、7期の保険料算定に合わせて、今回そのうちの70%を取り崩して保険料のほうに充てると。そして、保険料の上昇を抑えるということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、基金の状況は、今回取り崩してということですが、6期、5期と比べてその基金の状況というのはどうなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 6期の初めは約2億円程度基金がございました。そこからスタートしています。その後、100%を見込んだよりもいかなかった。給付が90%でございます。その理由としましては、特別養護老人ホームとか新たな施設ができました。グループホームもできました。それが開設と同時に、なかなか開設の時期がおくれたり、あとは満床に至らなかったということが主な原因でございます。そういったことがございましたので、90%に行かなかったということで、保険の給付のほうも行かなかったということで、その分1号被保険者が負担する分の保険料としては、給付費に転換してございませんで、その分を基金のほうに積み立てることができたということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もう一つ、あと保険制度が変わって、施設入所ができる人が少なくなっているわけですね。制限されるわけです。要介護1とか。その辺のところもこれから大分変わってくるのではないかと思うのですけれども、どの程度と見込んでいるのですか。制度改正になって。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 特別養護老人ホームの入所の要件につきましては、要介護3以上というのができました。ただし、一定の条件、特例入所という言葉がございます。それで、例えばひどい認知症の状態があるとか、介護度は低いのですが認知症の状態がひどいとか、そういった条件があれば介護度が低い方でも入所はできるということがございます。現在、要介護3以上の人で特別養護老人ホーム入所待機者という者は、現在県の調査で筑西市民としましては169人いると見込んでございます。将来これは伸びる可能性はございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） というと、入所する人は、これからもどんどんふえるという考え方ということになるわけですか。ふえ方もちょっと教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） ふえ方というのは非常に難しい話なのですが、市が8月に調査しましたときには141人ございました。その後、県の調査で169人となっていますので、約二十数人またそこで、数カ月間の中にそれだけ人がふえているということがございますので、やはり今後も特別養護老人ホームの需要としてはあると考えております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 手短かに1点だけちょっとお伺いします。

これは、声からちょっと先に言いますが、私もこの介護をよく、詳しくはわからないのですが、アルツハイマーというのですか、認知症ですね。だんだん認知症もふえてきていると思うのですが、その認定のときに職員さんとの対面のときに、声から言いますと、認定1で、今、週1のデイサービスに行っているらしいのですが、ところがその面接なのかその認定なのかわからないのですが、その対面のときはぱっと普通に帰ってしまうらしいのです。何かおばあさんらしいのですけれども、それで、当家といたしましては、もうかなりひどいので、できれば週に2回でも3回でもちょっとお願いしたいというのですが、認定の数字によっては、やっぱり週1というのが限界らしいのですが、これは給付費の抑制なんていうことはあり得ないとは思いますが、例えば認定の変更といいますか再認定といいますか、そういったことはどうなのでしょう、可能なのでしょうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） まず、訪問調査員の面接にありましては、ご本人の状態というはお聞きしてございます。また、認知症という、割とご本人の前でちょっと聞きづらい点もございますので、その認知症の状態につきましては、またその調査の際に同席していただいた家族の方にちょっと別室で、ど

ういうふうになっているのだと、そういうようなことは、改めて聞くようにはしてございます。また、先ほどの、よりサービスを使いたいと、介護度がどうなのだ、変更はできるかということにつきましては、区分の変更という申請がございますので、そういったことで対応のほうはとっています。ただ、その結果、確実に介護度が上がるとかということをお約束できるものではございません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 変更ができるということではとりましたが、意外にもうそれで決まってしまうから諦めるというか、ひどいのだよな、1ではないのだよなという声もあるのです。ですから、もっとその広報というか、本当にそういうときは変更できますよというような周知といいますか広報です。もっと出されたほうが私はいいと思うのですが、この議案については云々はないのですが、とにかく何か急にぱっとしてみたりぱっと忘れてみたりというまだらというのですか、そういうふうな症状が悪化しているのかどうかわからないのですが、また次行って面接のときにまたぱっとしてしまうかもわかりませんが、そういった声があるので、そこをもう少し利用者の声に柔軟に応じてもらえるのと、またそういうふうな変更できますよという広報、周知をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 時間のほうも迫っておりますので、次に移りたいと思います。

これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部改正について」審査願います。

続けて、介護保険課、宮田課長、お願いします。

○介護保険課長（宮田勝人君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第54号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部改正について」につきましてご説明いたします。

本議案は、筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例、筑西市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例及び筑西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の3つの条例について、それぞれの基準を定めました厚生労働省令の一部改正を受けまして、市条例を改正するものでございます。

初めに、1ページでございます。第1条、筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この条例の主な改正点につきましては5点でございます。1点目につきましては、1ページ下から4行目、目次の第5節にございます共生型地域密着型サービスの創設による基準の追加でございます。共生型地域密着型サービスは、障害福祉サービスの指定を受けました事業所にありまして、介護保険法での指定を受けやすくし、障害児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくする

ものとして創設されたものでございます。

2点目につきましては、2ページ目の7行目でございます。第3条の4において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準の見直しになってございます。オペレーターに係る訪問看護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験を「1年以上」に改めるなどのオペレーターの基準の見直しと介護医療院の追加、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和などが改正点となっております。

3点目は、その下の13行目、第12号として加える介護医療院でございます。介護医療院は、日常的な医療管理やみとり、ターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えました介護施設として、平成30年4月から創設されることから、地域密着型サービスの協力機関等として追加するものでございます。

4点目につきましては、下から6行目の第40条の3、地域密着型通所介護のうち、療養型通所介護の見直しになってございます。内容は、利用定員を9人から18人へ引き上げるものでございます。

5点目としましては、ページが飛びまして5ページの11行目となります。11行目の第97条におきまして、認知症対応型共同生活介護や、その他特定施設入所者生活介護、地域密着型特別養護老人ホームに身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束を行う場合には適正な記録の整備、検討委員会の開催などの規定を追加するとともに、特別養護老人ホームにありましては、緊急時における対応方法について、医師との連携方法や対応方法の規定を追加するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。9ページの12行目でございます。第2条、筑西市指定密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この条例の主な改正点につきましては、先ほどの地域密着型サービスに関する基準等を定める条例と同じで、介護医療院の追加、身体的拘束の適正化を図るための措置及び共用型指定介護予防認知症通所介護の利用定員について、施設の利用促進の観点から、1施設3人以下から、1ユニット当たりのユニットの入所と合わせた12人以下に改正するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。第3条、筑西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この条例の主な改正点につきましては3点でございます。1点目としまして、共生型サービスの創設により、指定居宅介護支援事業所と特定相談支援事業所との密接な連携に努めるとされてございます。2点目としまして、入院時や平時においても、医療機関との連携を促進する観点から、入院時に担当のケアマネジャーの氏名を医療機関等に提供することや、利用者の主治医に対しまして、必要に応じケアプランの交付を義務づけるということになってございます。3点目につきましては、公正中立なケアマネジメントの確保としまして、利用者等に複数の事業所の紹介ができることの説明を義務づけの追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 条例で介護医療院の新設ということで出ていますけれども、介護医療院というのは、これ具体的にどういった医療院なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護医療院につきましては、現在介護保険の施設、介護保険3施設のうち介護療養型医療施設というものがございまして、これが今後廃止となって、それが転換先の施設として新たに日常的な医療の管理のもとに、ほかに日常の生活の場としての施設として新たにつくられたものです。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 従来介護医療病床というのがありました。そうすると、そういうのが、そういうかわりという考え方なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護療養型医療施設につきましては、これまでは平成29年度までで廃止という方向でございました。ところが、その転換先としまして、今回この介護医療院というものが創設されて、かつすぐには転換できないということで、介護医療院につきましては、さらにこれから6年間の期間がございまして、その間にその介護医療院のほうへ転換するのか、また別なものに転換するのかという選択できる期間というのが6年間までとなります。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） そうしますと、いわゆる在宅医療とか在宅介護ということで、そういう方向性にあるわけですね。そういったところとの関係というのですか、その辺をちょっと伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 確かに国にありましては、在宅のほうへかじは切っております。今回のこの施設につきましては、まだ医療の管理のもとでの生活が必要な方という方が対象となってきますので、ここでの生活がもう対象の人ではないとなれば、この方たちは、在宅のほうへ移っていくという形になります。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、ちょっと単純に聞きます。

今、筑西市には介護医療施設というのは、何施設あるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護療養型医療施設につきましては、現在1施設でございまして、

（「1施設」と呼ぶ者あり）

○介護保険課長（宮田勝人君） （続）1です。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） それは、場所、名前は言えるのですか。あるところ。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 下館地区でございまして、山岳荘小松崎病院、ベッド数としては50床でございまして、

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、そうすると小松崎さん。では、今度はそういう施設が多分いろいろな意味

で医療型、そういう施設があって、不足していると状態なのだけれども、このあれになったら、新しくなったら、ふえるという考え方というか、単純に聞いたら。そういう考え方はできるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） そういった施設が療養型とか、そういった施設が医療療養施設に転換するかどうかというのは、通常考えれば、全ての療養型施設が介護医療院のほうへ転換すれば、ベッド数というのは変わらない。ただ、事業者さんのほうがあとは転換してくれるのかどうかというのは、またこれは別になってきますが、介護ではなくて医療のほうに行ってしまうという、そういうことがございますので、一概に絶対ふえるという形は、ちょっとどうかなと思います。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか、真次委員。

○委員（真次洋行君） いいです。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 地域包括支援病棟との違いを考えていたのですけれども、日常生活に戻れるようなりハビリをするというのが包括支援で、こっちのほうはそういうのは全く見込まない施設という理解でいいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 現在ございます療養型医療施設でございますので、積極的なりハビリというよりは、医療の管理のもとで、そのみとりとかターミナルケアとかいったほうに重きが置かれています。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 身体的拘束の部分が新たに入ってきていますけれども、現実には随分あるというふう聞いていますけれども、この辺のところ、いろいろなくす手だてについて書いてあるわけですが、こうなると事業者にとっては、かなりな負担が出てくるわけですね。いろいろ記録もつけなくてはならない、検討委員会もやらなくてはならない。ほかの従業員の周知徹底、いろいろかなり難しい部分があると思うのですが、これらは現実的にはどうなのでしょう。ちゃんと守れるのかな。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 今回、条例の中に条文として新たに追加になったわけでございますが、従前からこういった身体拘束の防止ということで、記録の整備しなさいよ、会議にかけなさいよというのは、従前からやってございましたので、今回はそれをより明確にするために条文のほうに追加になったということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 介護医療院のことなのですけれども、では今特養なんかで寝たきりで入所されている方、それと介護医療院との違いはどうか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 特別養護老人ホームにつきましては、既に医療の介護のもとから離れて

ございます。介護医療院につきましては、医療の管理のもとでの生活となりますので、特別養護老人ホームは、もう既に医療行為がないですよ、もう。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 特養でもお医者さんが来て診察とかありますから、寝たきりでも、ただ介護だけではなくて、もちろん積極的な医療行為はないですけども、その違いですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ほかにないようですから、採決に移ります。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「筑西市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

12時になったのですが、委員の皆さんにお諮りします。このまま続けますか、それとも休憩をとりますか。続けてまいります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 次、議案第55号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」審査願います。

では、続けて、宮田課長、よろしく願います。

○介護保険課長（宮田勝人君） よろしく願います。

議案第55号「筑西市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」ご説明いたします。

この条例は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所に係る指定等の権限が本年4月から都道府県から市町村に移管されることから、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づきまして制定するものでございます。

内容につきましては、章ごとにご説明させていただきます。まず第1章は、1ページ下から4行目、第1条から2ページ下から2行までとなっております。第1章、総則では、居宅介護支援の趣旨、基本方針を定めてございます。第1条の3では、居宅支援の事業を行えるものを法人として、そして法人にありましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の趣旨に鑑み、暴力団排除にする規定を定めてございます。

次に、第2章は、2ページ一番下から3ページ中ほど、第3条までとなっております。第2章は、人員に関する基準でございます。主なものとしましては、3ページの第2条で、利用者35人に対し介護支援専門員1名を配置することが定められてございます。

次に第3章は、3ページの中ほど、第4条から13ページの第29条までとなっております。第3章は運営に関する基準でございます。主なものとしましては、3ページの中ほど第4条で、サービス提供に当たっての内容説明や手続及び同意に関する事項、続いて4ページをお開き願います。4ページ上から3行

目、第5条ではサービス提供拒否の禁止に関する事項、5ページの中ほど第12条では、サービスの質の向上に努める事項、その次の第13条では、ケアプラン作成に係る具体的な取り扱いを定めてございます。

次に、10ページをお開き願います。第18条では事業の運営規定、11ページ中ほど第23条にありましては、個人情報の守秘義務に関する事項が定められてございます。

次に、13ページをお開き願います。第4章は、下から9行目の第30条でございます。基準該当居宅介護支援に関する基準でございます。指定要件の一部を満たさない事業者でありましても、一定水準を満たすサービスが提供できると市が判断した場合、基準該当事業所としまして登録ができるものとして、その基準について準用により定めるものでございます。

次に、14ページでございますが、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行といたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、審査願います。

それでは、医療保険課から説明を願います。

赤城課長、よろしくお願ひします。

○医療保険課長（赤城俊子君） 議案第56号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、都道府県が国民健康保険における財政運営の主体となります。これに伴い、都道府県と市町村の役割を明確にするために一部改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、目次第1章及び第1条中「市が行う国民健康保険」の次にそれぞれの事務を加え、「市が行う国民健康保険の事務」に改めるものでございます。あわせて、第1条の見出しを削り、第10条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に、条ずれを修正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑をお願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、これで質疑を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。議案第56号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、

賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第57号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」審査願います。

続けて、医療保険課、赤城課長、説明をお願いします。

○医療保険課長（赤城俊子君） よろしく願いいたします。議案第57号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、国民健康保険法の改正に伴う関係法令の改正により、住所地特例の見直しを行うことになったことから、市条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第3条各号に高齢者医療の確保に関する法律第55条の2第2項の準用規定を加えたことにつきましては、施設等に住所を設定した者の保険者を明確にするものでございます。

次に、第3条に新たに第5号を加えることにより、住所地特例を設定するものです。これは、住所地特例で県外の施設等に入所していた国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療保険に切りかわる際には、施設所在地の広域連合の被保険者となっておりましたが、これにより引き続き施設入所前市町村の広域連合が住所地を設定することに改めるものでございます。

また、附則第2条及び第4条を削る改正は、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の平成20年度に適用される特例等を削るものでございます。

附則として、平成30年4月1日施行といたしました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第57号の採決をいたします。

議案第57号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

これで執行部の福祉部から教育委員会への入れかえをお願いいたします。

ご苦労さまでした。

〔保健福祉部退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 次に、教育委員会所管の審査に入ります。

初めに、議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち教育委員会所管の補正予算について説明を願います。

それでは、学校給食課からお願いします。

坂入学校給食課長、説明をお願いします。

○学校給食課長（坂入 真君） 学校給食課、坂入です。よろしく願いいたします。着座にて説明させ

ていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） ページを言ってくださいね。

○学校給食課長（坂入 真君） はい。議案第36号、学校給食課所管の補正予算についてご説明申し上げます。平成29年度事業の事業確定に伴いまして、歳入歳出の精査をさせていただきました。補正内容をご説明いたします。

まず、10ページ、11ページをお願いいたします。第5表、地方債補正、2、変更でございます。下から3行目の学校給食センター整備事業でございますが、事業の確定に伴い860万円を減額し、限度額5,670万円とするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款22市債、項1市債、下から2番目の10教育債、節6保健体育債、説明欄1の学校給食センター整備事業債860万円の減額につきましては、起債対象となる学校給食センター整備事業費の確定に伴い補正をするものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、一番下の目3学校給食費につきましては、学校給食センター整備事業の設計及び工事費等が確定したことに伴い、984万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

○学校給食課長（坂入 真君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、施設整備課長、海老澤課長、お願いします。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 施設整備課、海老澤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明を願います。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 着座にて説明させていただきます。議案第36号のうち教育委員会所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、8ページをお開きをお願いいたします。第3表、繰越明許費でございます。一番下にあります款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校施設環境整備改修事業4億3,793万4,000円をお願いするものでございます。これは、平成30年度に予定しておりました養蚕小学校東校舎、嘉田生崎小学校西校舎、北校舎、小栗小学校北校舎の大規模改造工事につきまして、国の平成29年度補正予算で前倒しでの事業採択となりましたが、年度内の工事完了が困難なことから、全額繰り越しをするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。第5表、地方債でございます。初めに、2、変更でございます。学校整備事業債の限度額を1億1,210万円から3億3,970万円を増額し、4億5,180万円をお願いするものでございます。これは、先ほど繰越明許費補正でご説明申し上げました小学校施設環境整備改修事業の事業費増額に伴うものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、節1義務教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金7,507万7,000円の増額補正でございます。これは、繰越明許費補正でご説明いたしました小学校施設環境整備改修事業の事業費増額に伴うものでございます。

次に、20、21ページをごらんください。款22市債、項1市債、目10教育債、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債3億3,970万円の増額補正でございます。こちらは、繰越明許費補正でご説明いたしました小学校施設環境整備改修事業の事業費増額に伴うものでございます。

続きまして、30、31ページをお開きください。こちらは歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校修繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業4億3,793万4,000円の増額補正でございます。これは、先ほど繰越明許費補正でご説明いたしました小学校施設環境整備改修事業の養蚕小学校東校舎、嘉田生崎小学校西校舎、北校舎、小栗小学校北校舎の大規模改造工事に伴う工事管理費委託料及び改修工事費でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） ご苦労さまでした。

次に、生涯学習課長、古幡課長、お願いします。

○生涯学習課長（古幡成志君） 生涯学習課、古幡でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○生涯学習課長（古幡成志君） 議案第36号……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 済みません、もう1回。今質疑をやめると、申しわけない。

質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 議案質疑のときにちょっと出たのですが、毎年3校ずつ進めるという話をお聞きしたのですが、20年か25年たった建物ということで、あと市内でどのぐらいの数の学校が残っているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 一部事業を実施した学校もございますが、平成31年度で工事のほう、こちらは5校予定をしております。設計に関しましても4校、平成32年度で工事が4校、平成30年度の設計は7校、平成33年度で工事が4校、設計が7校、平成34年度で工事が7校、平成35年度で設計が5校で、平成36年で工事が5校となっております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これは、年間3校程度で進めるとちょっと聞いたような気がするのですが、

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 交付金との関係もありまして、年次計画のほうは順次変更になった年

が出てございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 平成36年度で全て終了ということでよろしいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） 平成36年度で一通り。

○委員（三澤隆一君） わかりました。これだけでいいです。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 小学校の改修というのは、これから先のことを考えたらかなり悩ましいところだとは思いますが、みんな同じ耐震補強で同じこれから30年もつという改修になってしまうのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 海老澤課長。

○施設整備課長（海老澤敦司君） とりあえず耐震補強に関しましては、全て完了いたしまして、これからはリニューアル工事という形になります。もう先に大規模改造工事を実施した学校もございますので、それに関しましては、また20年、25年になった時点で検討するような形になると思います。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 言葉で20年、二十数年先とおっしゃるけれども、そのときに小学校ないところが幾つかあるのではないかと考えられるのです。それを見越して、そのときにはまた違う形で地域で使えるようにとか、そういう発想はないのですか。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと藤川委員……

○委員（藤川寧子君） 趣旨が違う。でも……

○委員長（大嶋 茂君） 将来それは一般質問か何かでやっていただけない。

○委員（藤川寧子君） それは予算で聞きましょう。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっとこの議案についてだから。申しわけない。

では、これで質疑を終了いたします。

では次に、生涯学習課長、古幡課長、お願いします。

○生涯学習課長（古幡成志君） 議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち生涯学習課の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費でございます。款10教育費、款5項5社会教育費、図書館施設改修事業につきましては、4,644万円の明許繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。歳出でございますが、款10項5目5図書館費、節15工事請負費の図書館施設改修事業につきましては、4,644万円の増額補正をお願いするものでございます。中央図書館の空調機器更新工事費でございますけれども、児童開架、一般開架、エントランス、集会室ゾーン系統の空調設備の熱源装置が開館以来20年を経る経年劣化により空調エラーを起こしておりまして、修理用部品の調達もできないことから、老朽化した設備を改修する増額補正をお願いするものでござ

います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センター、高島センター長、お願いします。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 生涯学習センターの高島です。よろしく願います。

議案第36号、一般会計補正予算（第8号）のうち、生涯学習センターの補正予算についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。第5表、地方債補正、1、追加の3段目になります。生涯学習センター施設改修事業、限度額2,400万円とするものでございます。内容につきましては、20、21ページをお願いいたします。歳入のうち款22市債、項1市債、目10教育債、節5社会教育債、説明欄、生涯学習センター施設改修事業債2,400万円でございます。こちらにつきましては、一般財源から市債への財源の振りかえをお願いするものでございます。昨年9月に実施いたしました市立生涯学習センター舞台機構設備及び舞台照明設備改修工事につきまして、一般財源としておりましたけれども市債を活用するため、今回2,400万円を計上させていただくものでございます。

なお、歳出につきましては変更ございませんので、よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 全般的に言えるのですけれども、一般財源から市債への財源振りかえなのですので、例えばこの生涯学習センターの改修で市債を起しているわけだけでも、この財源措置というのは、国なりそういったものがついている起債なのか伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 柴部長。

○教育部長（柴 武司君） 今回のこの起債でございますが、委員さんご承知のとおり、通常の起債ではなくて、県の振興資金を借りたということで、当初は見ていなかったもの、県西総合事務所に貸し出す資金がございますので、それを申し込んだ中で県の振興資金が借りられたということで、年度末に申し込みをして許可がおりたということでございまして、通常の地方債ではなくて、県の振興資金ということで財政課のほうから聞いております。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。そういったことであればいい話であります。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

次、スポーツ振興課長、廣瀬課長、お願いします。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうちスポーツ振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。第5表、地方債補正でございます。1、追加でございます。下から1行目をごらん願います。体育施設整備事業の限度額2,880万円の追加をお願いするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。中ほどをごらん願います。款18項1寄附金、目10教育費寄附金、説明欄の1、教育費寄附金に10万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館ライオンズクラブ様からの指定寄附でございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。下から2行目をごらん願います。款22項1市債、目10教育債、説明欄の3、体育施設整備事業債2,880万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。3、歳出でございます。下から2行目をごらん願います。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、説明欄の体育館等施設改修事業及び運動場等改修事業につきましては、2,880万円を一般財源から体育施設整備事業債への財源振りかえをお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 以上で議案第36号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第45号「筑西市特別職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」分割付託分のうち教育委員会所管分について審査願います。

それでは、文化課から説明をお願いします。

新井文化課長。

○文化課長（新井 保君） お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○文化課長（新井 保君） 文化課、新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案第45号についてご説明申し上げます。「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございます。表記について次のとおり提出します。平成30年2月28日でございます。

このたびの条例の一部改正につきましては、平成30年度に設置を予定しております板谷波山記念館整備検討委員会に伴うものでございます。

改正の内容につきましては、条例の別表第2、第8項中の「文化財保護審議会」の下に「板谷波山記念館整備検討委員会」を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 質問ではありません。新井次長退職の年に、この板谷波山のこの顕彰するいわゆる整備事業の基金が造成される運びにまで進めてきたと、努力されたということに敬意を表して、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 検討委員会の委員は何名想定されていますか。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） お答えいたします。

具体的に何名という人数は、まだこの段階では決まっておりません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 以上で議案第45号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより議案第45号の採決をいたします。

議案第45号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」分割付託分について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第60号「筑西市板谷波山記念館施設整備等事業基金条例の制定について」審査願います。

続けて、新井課長、お願いします。

○文化課長（新井 保君） 続けて、ご説明申し上げます。

議案第60号「筑西市板谷波山記念館施設整備等事業基金条例の制定について」ご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定につきましては、板谷波山記念館の施設の整備等を目的として実施する事業の資金に充てるため、基金を設置するものでございます。板谷波山記念館につきましては、平成29年度に神林コレクションと言われる板谷波山先生の作品など44点の寄附をいただき、今後これらの新収蔵作品を展示公開しまして、板谷波山先生の生涯や功績、作品をわかりやすく紹介し、来館者の皆様がより一層、波山先生の理解を深められるよう施設の拡充と防犯設備の一層の強化を図ってまいります。予定でございます。

それでは、基金条例の制定についてご説明申し上げます。1ページをごらん願います。第1条において

は、広く一般市民からふるさと納税、指定寄附を募り、板谷波山記念館の施設の整備等を実施する事業の資金に充てるため、この条例の設置の目的について規定しております。

第2条、第3条においては、寄附金の積み立て、基金の管理を規定しております。

2ページをごらん願います。第4条から第6条においては、基金の運用益金の処理、繰替運用、処分を規定しております。

また、第7条においては、必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 波山記念館では、以前はお茶会とかされていたのですけれども、その後何も自主事業がなくて、何かやれないのですかと聞いても、お金がないのですという答えだったのです。そういう中では、こういう基金ができたということは、とてもよかったと思いますし、これから波山記念館、あの辺を中心として文化のエリアになると思いますので、とてもいいと思うのですけれども、実際この44点いただいたのは、フラットに公開できると貴重なもので、触れないように公開するのとか、いろいろあるのですよね。触れないような展示の仕方というのは今までないので、そういうのというのは、やっぱりこの基金でやるのか賄えるのか、80万円で。それともプラス市からという形でやれる方向なのかどうですか。

○委員長（大嶋 茂君） 新井課長。

○文化課長（新井 保君） お答え申し上げます。

まず、この整備事業につきましては、広く市民の方、また市外の方も含めて広くご協力をいただいて進めるということがまず1つ挙げられます。さらに、平成36年度までに活用できる合併特例債、このような資金も利用できることから、この基金とともに、これから順次いろいろな方々の意見を聞きながら、この事業を進めていくというようなことになっております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） これをきっかけに、ぜひそういう方向で発展していただきたいと思いますし、今おっしゃった市民の方の協力。だから、実際の委員ではなくても、その人を核にした市民、グループ、大いに募ってやっていただけたらと思います。要望です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようであれば、これより議案第60号の採決をいたします。

議案第60号「筑西市板谷波山記念館施設整備等事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では、新井課長、どうぞ苦労さまでした。

○文化課長（新井 保君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、議案第61号「筑西市立学校給食センター条例の一部改正について」であります。学校給食課、坂入課長、お願いします。

○学校給食課長（坂入 真君） よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○学校給食課長（坂入 真君） 議案第61号「筑西市立学校給食センター条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、協和学校給食センターについて、平成30年3月31日をもって廃止することに伴うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条中、「第5条の2」を「第6条」に改めますのは、条例で引用する学校給食法の条項が改正されたことによるものでございます。

次に、第2条につきましては、学校給食センターの設置を定めています表中から「筑西市立協和学校給食センター 筑西市門井1806番地2」を削除するものでございます。

次ページになりますが、最後に附則でございます。この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ちょっと手短かにあれなのですが、1つは、この建物なのですが、解体作業ということでもありますけれども、建物の年数と、あとこれは耐震基準に満たしていたものなのかどうかまず聞きたいのです。お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 坂入課長。

○学校給食課長（坂入 真君） ただいまの質問にお答えいたします。

協和給食センターにつきましては、平成4年に建てております。平成5年度から今の給食調理を業務開始しております。耐震基準につきましては、調査しておりませんので、申しわけございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） あと1つだけなのですが、これはまだ建物を使えそうなものなので、例えば6次産業化の建物に使用するとか、高齢者の配食サービスに使用するというような話は、この計画段階の中ではなかったのでしょうか、それだけお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 坂入課長。

○学校給食課長（坂入 真君） 協和給食センターにつきましては、敷地が個人からの借地になっております。そういったところで、今回給食センターの統廃合に伴いまして、返還するという前提で解体作業を進めるというところでございます。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私も手短かに1点だけ。

この跡地利用の返還ということでありましたが、これは例えば今後要望活動があるかどうかはいずれにしても、駐車場、課長、部長ご存じだと思うのですが、今ちょっと足らなくて、500メートルぐらい歩いてパチンコ満月の駐車場をお借りして、こっちに歩いてきているような状態であります。これは、借地ということでもありますので、今までのようなあれはどうかと思うのですが、例えばそれを譲渡してくれると、譲ってくれるというときには、声として、あそこを駐車場にしてもらいたいというのが結構多うございます。そういった前向きな考え方がいけるでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 柴部長。

○教育部長（柴 武司君） お答えをいたします。

先日、稲川議員さんのご質問にも答弁したところなのですが、跡地利用につきましては、平成30年度には解体工事を行いますので、平成31年度以降については、原則地主さんにお返しをするというような方向でご理解をいただいたところでございますが、その後地権者の方から、隣接します協和中学校でもし活用という要望があれば、平成31年度以降については、協和中学校にお貸しをしたいということで、今話を進めてございます。地権者のほうも、その方向でご理解をいただいておりますので、平成31年度以降については、協和中学校で無償でお借りをするという方向で協議を進めているところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 大変ありがたい話だと思います。ぜひ部長、前向きによろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） これより議案第61号の採決をいたします。

議案第61号「筑西市立学校給食センター条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） 以上で福祉文教委員会の審査を終了します。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告におきましては、委員長に一任いただきたいと思います。以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時45分